

2026年1月30日

株式交換に係る事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都千代田区神田相生町1番地
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 井出 武美

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U.S.M.H」といいます。）は、2026年3月1日を効力発生日とし、マックスバリュ関東株式会社（以下「MV関東」といいます。）を株式交換完全子会社、U.S.M.Hを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行い、U.S.M.HがMV関東の発行済の株式の全て（但し、U.S.M.Hが保有するものを除きます。）を取得することにいたしました。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです（以下「本株式交換契約」といいます。）。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

- (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- (a) 吸収合併契約の締結

MV 関東は、2026 年 3 月 1 日を効力発生日として、MV 関東を吸収合併存続会社、イオンマーケット株式会社（以下「イオンマーケット」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、イオンマーケットの一切の権利義務を承継する吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といい、本吸収合併契約に基づく吸収合併を「本吸収合併」といいます。）を 2025 年 12 月 22 日付けで締結しました。

- (b) 吸収分割契約の締結

MV 関東は、2026 年 3 月 1 日を効力発生日として、MV 関東を吸収分割承継会社、株式会社ダイエー（以下「ダイエー」といいます。）を吸収分割会社とし、ダイエーが関東で営むスーパーマーケット事業（以下「ダイエー関東事業」といいます。）に関して有する権利義務を MV 関東に承継させる吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」といいます。）を 2025 年 12 月 22 日付けで締結しました。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容

(添付のとおり)

株式交換契約書

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ関東株式会社（以下「乙」という。）は、2025年12月22日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行う。
2. 本件株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区神田相生町1番地

(2) 株式交換完全子会社

商号：マックスバリュ関東株式会社

住所：東京都江東区亀戸5丁目30番3

第2条 （株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における、乙の株主（第7条に基づく自己株式の消却後における乙の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に741.042を乗じた数の甲の普通株式を交付するものとし、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式741.042株の割合（以下当該割合を「本交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
2. 前項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して交付すべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の定めに従い処理する。

第3条 （株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第4条 (効力発生日)

1. 本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2026年3月1日とする。但し、本件株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本件効力発生日を変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本件株式交換は、(i)乙を吸収分割承継会社とし、株式会社ダイエー（以下「**ダイエー**」という。）を吸収分割会社とする、ダイエーが関東で営む食品スーパーマーケットの事業を乙に承継する乙及びダイエー間で締結された2025年12月22日付吸収分割契約（その後の変更等を含み、以下「**本件分割契約**」という。）に基づく吸収分割（以下「**本件分割**」という。）、及び、(ii)乙を吸収合併存続会社とし、イオンマーケット株式会社（以下「**イオンマーケット**」という。）を吸収合併消滅会社とする、乙及びイオンマーケット間で締結された2025年12月22日付吸収合併契約（その後の変更等を含み、以下「**本件合併契約**」という。）に基づく吸収合併（以下「**本件合併**」という。）の双方の効力が発生していることを停止条件として、効力を生じるものとする。

第5条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本件株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定に基づき、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、本件効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認が必要となる場合には、本件効力発生日の前日までに本件株式交換を行う。

第6条 (交換比率の調整)

1. 甲及び乙は、イオンマーケットが、本件合併における効力発生日の前営業日までに、イオンマーケットの親会社であるイオン株式会社（以下「**イオン**」という。）が、イオンマーケットの発行する普通株式を引き受ける方法により、イオンマーケットのイオンに対する借入債務元本全額の返済に足る金額をイオンがイオンマーケットに払い込み、当該払い込まれた金銭をもってイオンマーケットがイオンに対する借入債務元本全額を返済すること（以下「**本疑似DES**」という。）を行った場合において、本疑似DESを行った結果、イオンマーケットの発行済株式総数が増加し、これにより、本件合併における合併比率が変更されたときは、当該合併比率の変更前後において、甲が本割当対象株主に交付すべき甲の普通株式の比率・数変動しないようにするために必要な範囲で、本交換

比率を変更する（この場合、かかる変更後の株式交換比率をもって第2条第1項に規定する「本交換比率」とする。）。当該交換比率の変更に伴い、会社法その他法令等上の手続が必要となる場合には、甲及び乙は協力してこれを行う。

2. 甲及び乙は、イオンマーケットが、本件合併における効力発生日の前営業日までに、イオンマーケットが発行する株式について会社法第180条に定める株式併合又は会社法第183条に定める株式分割を行った場合において、これにより、本件合併における合併比率が変更されたときは、当該合併比率の変更前後において、甲が本割当対象株主に交付すべき甲の普通株式の比率・数が変動しないようにするために必要な範囲で、本交換比率を変更する（この場合、かかる変更後の株式交換比率をもって第2条第1項に規定する「本交換比率」とする。）。当該交換比率の変更に伴い、会社法その他法令等上の手続が必要となる場合には、甲及び乙は協力してこれを行う。

第7条 （自己株式の消却）

乙は、自己株式が存在する場合には、本件効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式の全て（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

第8条 （本契約の変更、解除）

本契約締結日から本件効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本件株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条 （本契約の効力）

本契約は、(i)本件効力発生日の前日までに、第5条第1項但書に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、(ii)本件株式交換の実行に必要な法令に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、(iii)前条に基づき本契約が解除されたとき、(iv)本件合併の効力を生じることなく、本件合併契約が終了したとき、又は、(v)本件分割の効力を生じることなく、本件分割契約が終了したときは、その効力を失うものとする。

第10条 （合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

本契約成立の証として、甲及び乙は、正本 2 通を作成しそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲：

東京都千代田区神田相生町 1 番地

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 井出 武美

乙：

東京都江東区亀戸5丁目30番3

マックスバリュ関東株式会社

代表取締役社長 平田 炎

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

U.S.M.Hは、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

I. 金銭等が株式交換完全親株式会社の株式であるときは、当該株式の数又はその数の算定方法の相当性に関する事項

1. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の目的・背景

イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念に基づく経営を推進しております。お客さまのライフスタイルや購買行動の変化を背景に、業態を超えた競争はさらに激しさが増すと考えられる中で、ますます多様化する環境変化に対応し、お客さまへより豊かな暮らしと便利さをご提供し続け、「最も地域に貢献する企業」となることを目指しております。

U.S.M.Hは、「お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い、地域に深く根ざし、常に革新と挑戦を続け、時代に適応する企業であり続ける」という基本理念のもと、株式会社マルエツ、株式会社カスミ、MV 関東による共同株式移転の方式により設立されました。志を同じくする首都圏の食品スーパーマーケット（以下「SM」といいます。）企業の参画を歓迎し、イオンの関東のSM事業の中核として、売上高1兆円、1,000店舗体制を構築することで首都圏ナンバーワンのSM企業となることを目指しています。2024年11月30日には、関東1都3県で事業を展開する株式会社いなげやが新しく仲間に加わり、2025年12月22日時点で、連結子会社18社及び関連会社2社で構成されています（以下「U.S.M.Hグループ」といいます。）。2025年12月22日時点で、首都圏で667店舗のSMを運営しております。

MV 関東は、2009年に設立され、「この街・お客さま・仲間たちの笑顔と元気を応援しつづけます」というコーポレートスローガンのもと、中期経営計画では、「おいしい・ありがとうがあふれる買物体験を創出する」をビジョンに掲げ、2025年12月22日時点で、首都圏で30店舗のSMを運営しております。

ダイエーは、1957年に「主婦の店ダイエー薬局」として創業し、「よい品をどんどん安く、より豊かな社会を」を基本理念に流通革命の実現に多くの挑戦を行ってまいりました。2015年にはイオングループの完全子会社として、事業領域をSMに集約し、日々の食シーンを彩る「価値ある独自商品」や、お買い物が楽しくなる「驚きと発見がある売場」の提案に加え、より便利な「お買い物体験」の提供を目指しています。2025年12月22日時点で、首都圏・近畿圏で計194店舗のSMを運営しております。

イオンマーケットは、1951年に大丸食品工業株式会社として設立され、その後2013年

にイオングループ入りを果たしました。経営理念を「先義後利（お客さま第一主義に徹し信頼を得れば、利益は後からついてくる）」と掲げ、地域における「食を通じておいしさと楽しさを安全・安心・健康に配慮して提供し続ける企業」の実現を目指しています。2025年12月22日時点で、首都圏で35店舗のSMを運営しております。

SM業界においては、Eコマース事業者、ディスカウントストア、ドラッグストアなど、他業種の食品取り扱いが増加する中で、競争のボーダレス化による競合環境の激しさが増しております。お客さまのニーズは、健康志向の高まり、低価格志向、ライフスタイルの多様化による即食・時短ニーズなど一段と進んでおります。店舗運営は、インフレによる原材料価格の高騰、賃金上昇、水光熱費の高騰などによるコスト増加へ対応が求められております。

このような環境認識の下、MV 関東、ダイエー、イオンマーケットは、2025年8月4日付「㈱ダイエー、㈱光洋、マックスバリュ関東㈱、イオンマーケット㈱による首都圏及び近畿圏におけるエリア戦略推進によるシェア No. 1 実現のための、経営統合の協議開始に向けた基本合意書の締結について」において公表のとおり、2025年8月4日付け基本合意書締結後、MV 関東、ダイエー、イオンマーケットは、統合準備委員会を立ち上げ、本件の経営統合に関する協議・検討を進めてまいりました。

また、具体的な協議・検討を開始するに際しては、本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東の意思決定に慎重を期し、また、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、U. S. M. H の少数株主にとって不利益でないものでないかについて意見を取得することを目的として、2025年9月8日にダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(4) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

上記を踏まえた協議・検討の結果、今後更なる競争激化が見込まれる首都圏において、スピード感をもってお客さまのニーズに応え続け、地域社会と共に持続可能な未来を築くためには、同じ首都圏で SM を運営するダイエー関東事業及びイオンマーケットの現有事業基盤、人財、経営資源を結集することが必要との考えに至りました。そこで、首都圏において SM を運営する U. S. M. H の完全子会社である MV 関東と、同地域で SM を運営する、イオンの完全子会社であるダイエー関東事業、及びイオンの完全子会社であるイオンマーケットとの経営統合を図り、U. S. M. H が総売上高1兆円超の SM 企業集団として成長を加速していくため、2025年12月22日、ダイエー、イオンマーケット及び MV 関東は、MV 関東とダイエー間の本吸収分割契約及び MV 関東とイオンマーケット間の本吸収合併契約を

それぞれ締結するとともに、U.S.M.H 及び MV 関東は、本株式交換契約を締結いたしました。

本取引により、各社の持つ地域密着型の店舗網、顧客基盤等を統合することで、効率的な店舗運営と地域特性に合わせた柔軟なサービス提供体制を強化し、首都圏における「地域適応力」を飛躍的に向上させるとともに、肥沃な関東圏におけるドミナント戦略を一層強化し、お客様へのきめ細やかなサービス提供や競争力の向上を通じた仕入原価の削減等を実現することで、グループ全体の経営効率化と利益増大を実現し、持続的な成長及び企業価値の向上を目指します。

2. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換に係る割当ての内容

① 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、MV 関東よりダイエーに対して、MV 関東の普通株式（以下「MV 関東株式」といいます。）13,385 株が交付される予定です（以下、本吸収分割の対価となる割当株式数を「本割当株式数」といいます。）。

② 本吸収合併に係る割当ての内容

	MV 関東 (吸収合併存続会社)	イオンマーケット (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る 合併比率	1	0.000044
本吸収合併により 交付する株式数	MV 関東の普通株式：2,156 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

イオンマーケットの普通株式（以下「イオンマーケット株式」といいます。）1 株に対して、MV 関東株式 0.000044 株を割り当て交付いたします。なお、上表記載の本吸収合併に係る合併比率（以下「本合併比率」といいます。）は、本吸収合併に係る効力発生日までに、イオンマーケットが、イオンに対して負担する借入債務元本全額の返済をするためにイオンに対して合計 24,500,000 株の募集株式の発行等を行い、当該募集株式の発行等により払い込まれた金銭をもってイオンマーケットがイオンに対して負担する借入債務元本全額の弁済を行うこと（以下「本疑似 DES」といいます。）を前提としております。本疑似 DES において予定する募集株式の発行等に係る株式数が変更された場合、イオンマーケットにおいて株式併合又は株式分割その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

(注2) 本吸収合併により交付する MV 関東株式の株式数

MV 関東は、本吸収合併に際して、本吸収合併が効力を生ずる時点の直前のイオンマーケットの株主名簿に記載又は記録されたイオンマーケットの株主に対して、その所有するイオンマーケット株式の合計数に対して、上表記載の合併比率に基づいて算出した MV 関東株式を割当交付いたします。なお、本合併比率は、イオンマーケットが本疑似 DES を行うことを前提としております。本疑似 DES において予定する募集株式の発行等に係る株式数が変更された場合、イオンマーケットにおいて株式併合又は株式分割その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

③ 本株式交換に係る割当の内容

	U. S. M. H (株式交換完全親会社)	MV 関東 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	741.042
本株式交換により 交付する株式数	U. S. M. H の普通株式 : 11, 516, 533 株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

MV 関東株式 1 株に対して、U. S. M. H の普通株式 (以下「U. S. M. H 株式」といいます。) 741.042 株を割り当て交付いたします。但し、基準時 (以下に定義します。以下同じです。) において U. S. M. H が保有する MV 関東株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上表記載の本株式交換に係る株式交換比率 (以下「本交換比率」といいます。) は、本合併比率や本割当株式数が変更された場合その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する U. S. M. H 株式の株式数

U. S. M. H は、本株式交換に際して、本株式交換により U. S. M. H が MV 関東の発行済株式 (但し、U. S. M. H が保有する MV 関東株式を除きます。) の全てを取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) における MV 関東の株主 (但し、U. S. M. H を除きます。) に対し、その保有する MV 関東に代えて、その保有する MV 関東株式の合計の数に 741.042 を乗じて得た株式数の U. S. M. H 株式を交付いたします。なお、本交換比率は、本合併比率や本割当株式数が変更された場合その他算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、協議の上、変更することがあります。

但し、MV 関東は、本株式交換の効力発生日の前日までに自己株式が存在す

る場合には、保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定です。したがって、本株式交換により交付する U.S.M.H 株式の数は、本株式交換の効力発生日の前日までの MV 関東による自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、U.S.M.H の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる MV 関東の株主の皆様については、U.S.M.H の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、U.S.M.H 株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び U.S.M.H の定款の規定に基づき、U.S.M.H の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を U.S.M.H から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、U.S.M.H の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることができることを U.S.M.H に対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の U.S.M.H 株式の交付を受けることとなる MV 関東の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する数の U.S.M.H 株式を U.S.M.H が売却し、かかる売却代金をその端数の割合に応じて MV 関東の株主の皆様へ交付いたします。

3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等

（1）本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の内容の根拠及び理由

ダイエー、イオンマーケット及び両社の完全親会社であるイオン並びに MV 関東及び MV 関東の完全親会社である U.S.M.H は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の決定に当たって、公正性の担保及び利益相反を回避するための措置として、

それぞれ別個に、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU. S. M. H から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として、ダイエー、イオンマーケット及びイオンは株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を、MV 関東及びU. S. M. H はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ選定し、また、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU. S. M. H から独立した法務アドバイザーとして、ダイエー、イオンマーケット及びイオンはLM 虎ノ門南法律事務所を、MV 関東及びU. S. M. H はTMI 総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

ダイエー、イオンマーケット及びイオンにおいては、ダイエー、イオンマーケット及びイオンの第三者算定機関であるKPMG から2025年12月15日付で取得した分割比率算定書、合併比率算定書及び株式交換比率算定書（分割比率算定書、合併比率算定書、株式交換比率算定書を総称して、以下「KPMG 算定書」といいます。）、法務アドバイザーであるLM 虎ノ門南法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率は妥当であり、本取引はイオンの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、ダイエー、イオンマーケット及びイオンは、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率により本取引を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、MV 関東及びU. S. M. H においては、MV 関東及びU. S. M. H の第三者算定機関であるみずほ証券から2025年12月19日付で取得した割当株式数・合併比率・株式交換比率算定書（以下「みずほ証券算定書」といいます。）、法務アドバイザーであるTMI 総合法律事務所からの助言、MV 関東がダイエー及びイオンマーケットに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びにダイエー、イオンマーケット及びイオンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2025年12月22日付で受領した答申書（詳細については、下記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(4) 利益相反を回避するための措置」の「①U. S. M. H における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率は妥当であり、本取引はU. S. M. H の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、U. S. M. H 及びMV 関東は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率により本取引を行うことが妥当であると判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

ダイエー、イオンマーケット及びイオンの第三者算定機関であるKPMG、並びに、MV

関東及びU. S. M. Hの第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれもダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU. S. M. Hから独立した算定機関であり、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びにMV 関東及びU. S. M. Hの関連当事者には該当しません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、イオンの株主たる地位を有しており、また、みずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、U. S. M. H及びイオンの株主たる地位も有しているほか、みずほ銀行は、U. S. M. H及びイオンに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本取引に関してU. S. M. H及びイオンとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本取引に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主たる地位並びにみずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率に関する算定を行っているとのこと。U. S. M. H及びMV 関東は、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、U. S. M. H及びMV 関東とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断しております。また、みずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、U. S. M. H及びMV 関東は、同種の取引における一般的な実務慣行等及び本取引が不成立となった場合に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券をU. S. M. H及びMV 関東のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しました。

② 算定の概要

(i) KPMGによる算定

KPMGは、U. S. M. Hについて、U. S. M. Hが東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（2025年12月12日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値、同日ま

での過去6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。)を採用して算定を実施いたしました。また、ダイエー関東事業及びイオンマーケットについては、いずれについても比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による価値算定の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を実施いたしました。また、KPMGは、MV関東について、比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による価値算定の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を実施いたしました。

具体的には、市場株価平均法によるU.S.M.Hの株式価値算定においては、2025年12月12日を算定基準日として、U.S.M.H株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均に基づき、株式価値算定を行いました。

また、類似企業比較法によるダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、いずれについても主要事業であるSM事業と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、EBITDA倍率を採用し、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

加えて、DCF法によるダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、ダイエーが作成したダイエー関東事業に係る2026年2月期から2031年2月期までの事業計画及びイオンマーケットが作成した2026年2月期から2031年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

なお、イオンマーケットの株式価値算定において採用した財務予測は、本吸収合併に先立ち、本疑似DESにより、債務超過を解消することを前提としております。

また、類似企業比較法によるMV関東の事業価値算定においては、いずれについても主要事業であるSM事業と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、EBITDA倍率を採用し、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

加えて、DCF法によるMV関東の株式価値算定においては、MV関東が作成した2026年2月期から2031年2月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

KPMGの本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況等を前提とし、また当該日付現在で

KPMG が入手している情報に依拠しております。KPMG は、KPMG が検討した公開情報及び KPMG に提供された財務、税務、会計に関する情報その他一切の情報等について、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、KPMG は、分析及び評価対象とした事業及び会社とそれらの関係会社等の資産又は負債（その他の偶発債務等を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定等を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定等の依頼も行っておりません。KPMG は、各社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。加えて、分析及び評価対象とした各社の財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により当該作成時点で最善かつ最も合理的な予測と判断により作成されたこと、それらの予測に従って各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

(ii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、U.S.M.H が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（2025年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値を基に分析しております。）を採用して算定を実施いたしました。また、MV 関東、ダイエー関東事業及びイオンマーケットについては、いずれについても比較可能な類似企業が複数存在し、類似企業比較による価値算定の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を実施いたしました。各評価方法における本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定レンジはそれぞれ以下のとおりです。

<本割当株式数>

算定方法	評価レンジ
類似企業比較法	35,540～58,323
DCF 法	4,460～20,402

<本合併比率>

算定方法	評価レンジ
類似企業比較法	0.000244～0.000379
DCF 法	0.000052～0.000161

(注) 各評価方法による MV 関東株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価

レンジとなります。

<本交換比率>

算定方法		評価レンジ
U. S. M. H	MV 関東	
市場株価基準法	類似企業比較法	213. 371～308. 418
	DCF 法	552. 765～992. 839

(注) 各評価方法による U. S. M. H 株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジとなります。

市場株価基準法による U. S. M. H の株式価値算定においては、2025 年 12 月 19 日を算定基準日として、U. S. M. H 株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均に基づき、株式価値算定を行いました。

また、類似企業比較法による MV 関東の株式価値算定、ダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、いずれについても主要事業である SM 事業と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）の倍率を用いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

加えて、DCF 法による MV 関東の株式価値算定、ダイエー関東事業の事業価値算定及びイオンマーケットの株式価値算定においては、MV 関東が作成した 2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの事業計画、ダイエーが作成したダイエー関東事業に係る 2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの事業計画及びイオンマーケットが作成した 2026 年 2 月期から 2031 年 2 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、MV 関東及びイオンマーケットにおいては 2026 年 2 月期第 3 四半期以降、ダイエー関東事業においては 2026 年 2 月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、事業価値算定及び株式価値算定を行いました。

なお、みずほ証券が DCF 法による算定の前提とした MV 関東の財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、収益性の悪化等が主因となり 2026 年 2 月期は前年度から大幅な減益、2027 年 2 月期以降は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増益となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2026 年 2 月期は運転資本の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2027 年 2 月期は設備投資の増加が主因となり大幅な減少、2028 年 2 月期以降は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増加となることを見込んでおります。また、ダイエー関

東事業の財務予測についても、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、2026年2月期及び2027年2月期は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増益となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2027年2月期は設備投資の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2029年2月期以降は収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増加となることを見込んでおります。また、イオンマーケットの財務予想についても、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、収益性の悪化等が主因となり2026年2月期は前年度から大幅な減益、2027年2月期から2029年2月期までは収益性の改善等が主因となり前年度から大幅な増益となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローについては、2026年2月期は運転資本の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2027年2月期、2029年2月期及び2030年2月期は設備投資の減少が主因となり前年度から大幅な増加、2028年2月期及び2031年2月期は設備投資の増加が主因となり前年度から大幅な減少となることを見込んでおります。

みずほ証券は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。MV 関東、ダイエー及びイオンマーケット並びにそれらの関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、MV 関東、ダイエー及びイオンマーケットから提供又は開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、MV 関東、ダイエー関東事業及びイオンマーケットの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、MV 関東、ダイエー及びイオンマーケットの経営陣により、当該作成時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定は、2025年12月19日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、U.S.M.H 及びMV 関東の取締役会が本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、イオンマーケットの株式価値算定において採用した財務予測は、本吸収合併に先立ち、本疑似DESにより、債務超過を解消することを前提としております。

(3) 公正性を担保するための措置

本取引は、それらの当事者であるダイエー、イオンマーケット及びMV 関東に関し、

U. S. M. H の完全子会社である MV 関東とダイエー及びイオンマーケットの親会社がイオンであり、また、本取引の結果として、U. S. M. H の親会社であるイオンが U. S. M. H 株式を直接又は間接に取得することとなるため、その構造上、一般論として、イオンを通じて相互に利益相反が生じる可能性があることから、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H は、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ダイエー、イオンマーケット及びイオンは、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定に当たって公正性を期すため、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H から独立した第三者算定機関である KPMG を選定し、2025 年 12 月 15 日付で KPMG 算定書を取得いたしました（当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。）。

一方、MV 関東及び U. S. M. H は、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の算定に当たって公正性を期すため、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2025 年 12 月 19 日付で、みずほ証券算定書を取得いたしました（当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。）。

なお、各社は、いずれも各第三者算定機関から、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率がイオン及び U. S. M. H の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ダイエー、イオンマーケット及びイオンは、本取引の法務アドバイザーとして、LM 虎ノ門南法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、LM 虎ノ門南法律事務所は、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H との間で重要な利害関係を有しません。

一方、MV 関東及び U. S. M. H は、本取引の法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、TMI 総合法律事務所は、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H との間で重要な利害関係を有しません。

③ 独立した検討体制の構築

イオン、イオンマーケット及びダイエー並びに本取引の成否と特別な利害関係を有する U. S. M. H 及び MV 関東の役職員は、U. S. M. H 及び MV 関東における取締役会の審議及び決議に参加しない予定であり、また、イオン、イオンマーケット及びダイエーとの本取引の取引条件の関する協議・交渉に、U. S. M. H 及び MV 関東の立場で関与しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本取引は、それらの当事者であるダイエー、イオンマーケット及び MV 関東に関し、U. S. M. H の完全子会社である MV 関東とダイエー及びイオンマーケットの親会社がイオンであり、また、本取引の結果として、U. S. M. H の親会社であるイオンが U. S. M. H 株式を直接又は間接に取得することとなるため、その構造上、一般論として、イオンを通じて相互に利益相反が生じる可能性があることから、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H は、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① U. S. M. H における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

U. S. M. H は、2025 年 9 月 8 日、本取引の実施に関する決定を行うに先立ち、本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東の意思決定に慎重を期し、また、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、U. S. M. H の少数株主にとって不利益でないものでないかについて意見を取得することを目的として、いずれも、ダイエー、イオンマーケット及びイオン並びに MV 関東及び U. S. M. H との間で利害関係を有しない独立性を有し、U. S. M. H の社外取締役である鳥飼重和氏（独立役員・弁護士）、牧野直子氏（独立役員）及び岡本忍氏（独立役員・税理士）、並びに、U. S. M. H の社外監査役である三井聡氏（独立役員・公認会計士・税理士）の 4 名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当初からこの 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

その上で、U. S. M. H は、本取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的の合理性に関する事項、(b) 本取引の取引条件の妥当性に関する事項、(c) 本取引の手続の公正性に関する事項、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を踏まえ、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することが U. S. M. H の少数株主に不利益か否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問

いたしました。

なお、U. S. M. H は、本取引に関する意思決定に際して、本諮問事項に対する本特別委員会の意見を最大限尊重すること、本特別委員会は、U. S. M. H の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に係る U. S. M. H グループの役員若しくは従業員又は本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。）を行うことができること、U. S. M. H 及び MV 関東は、本取引の当事者として予定されている者との間における取引条件の協議・交渉について、適時に本特別委員会に報告・相談し、本特別委員会はこれに対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができることを確認しております。また、本特別委員会は、U. S. M. H 及び MV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所をそれぞれ選任することにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、U. S. M. H 及び MV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関並びに法務アドバイザーとして承認しました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025 年 9 月 19 日から 2025 年 12 月 22 日までの間に合計 10 回にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。その上で、本特別委員会は、U. S. M. H 及び MV 関東から、本取引の目的、本取引のメリット、デメリット、及び本取引によって実現することが見込まれるシナジーの具体的内容等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、U. S. M. H 及び MV 関東のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受けるとともに、ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、U. S. M. H 及び MV 関東の依頼に基づき、ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社 AGS FAS 及び AGS 税理士法人から、ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、U. S. M. H 及び MV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、みずほ証券及び TMI 総合法律事務所の助言を受け、本割当株式数及び本合併比率並びに本交換比率の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、ダイエー、イオンマーケ

ット及びイオンとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本取引は、U. S. M. H の少数株主にとって不利益でないと認められる旨の大要以下の内容の答申書を、2025年12月22日付で、U. S. M. H の取締役会に対して提出しております。

ア 答申内容

- (A) 本取引の目的は合理的である。
- (B) 本取引の取引条件は妥当である。
- (C) 本取引の手続は公正である。
- (D) 上記 (A) 乃至 (D) を踏まえ、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することは、U. S. M. H の少数株主にとって不利益ではない。

イ 答申理由

(A) 本取引の目的の合理性に関する事項について

本特別委員会は、上記「1. 本吸収分割及び本吸収合併並びに本株式交換の目的・背景」に記載の具体的な内容及びこれらを踏まえた企業価値向上の可能性等の合理性を検証した。具体的には、MV 関東が、U. S. M. H の完全子会社である状態を維持することを前提として、イオンマーケットを吸収合併するとともに、ダイエーのダイエー関東事業を吸収分割により承継することで、首都圏におけるドミナント戦略を一層強化し、お客様へのきめ細やかなサービス提供や競争力の向上を通じた仕入原価の削減等を実現することができると期待されるという点や本取引によるデメリットとして重大なものは認められない点について、本特別委員会において、イオン及び U. S. M. H に対し質疑応答を実施し、その回答について確認し、審議した。その結果として、イオン及び U. S. M. H の説明及び回答には具体性があり、かつ、特段不合理な点は認められないと判断した。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本取引は企業価値の向上に合理的に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

(B) 本取引の取引条件の妥当性に関する事項について

以下のような点を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本取引に係る取引条件が株主共同の利益ができる限り確保された条件であり、当該取引条件は妥当であると判断するに至った。

(a) 考え方

本吸収合併は、MV 関東株式を対価として、U. S. M. H の完全子会社である MV 関東が、イオンの完全子会社であるイオンマーケットの間において行う吸収合併、本吸収分割は、MV 関東株式を対価として、イオンの完全子会社であるダイエーの間におけるダイエー関東事業を MV 関東に承継する吸収分割、本株式交換は、U. S. M. H 株式を対価として、本吸収合併及び本吸収分割によりイオンが直接又は間接に取得した MV 関東株式を U. S. M. H が取得するために行う株式交換であるところ、これらを通じて、イオン以外の U. S. M. H の少数株主を保護する観点から、本取引を通じてイオンに直接又は間接に割り当てられる MV 関東株式の数・比率、ひいては U. S. M. H 株式の数・比率（すなわち、U. S. M. H の少数株主に生じる希薄化の程度）が不当に大きいものにならないように配慮する必要がある。

(b) みずほ証券による算定書

上記「3. 本吸収分割の割当株式数及び本吸収合併の合併比率並びに本株式交換の交換比率の根拠等」の「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」の「(ii) みずほ証券による算定」に記載のとおり、本合併比率は、類似企業比較法及び DCF 法による算定結果のレンジを下回り、本割当株式数は、類似企業比較法による算定結果のレンジを下回るとともに DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であり、本交換比率は、U. S. M. H 株式を市場株価基準法、MV 関東株式を DCF 法により評価した算定結果のレンジの範囲内である（なお、本交換比率は、U. S. M. H 株式を市場株価基準法、MV 関東株式を類似企業比較法により評価した算定レンジの上限を超えているものの、事業規模、収益力、成長性、事業リスク等について類似企業の値と相応に乖離がみられる場合もあるため、このことのみをもって直ちに取引条件の妥当性が否定されることにはならない。）。

本特別委員会は、みずほ証券から各価値評価に用いられた算定方法及び評価手法の選択等について説明を受けるとともに、みずほ証券並びに U. S. M. H 及び MV 関東に対して評価手法の選択、イオンマーケット及びダイエー関東事業並びに MV 関東の事業計画に基づく財務予測、継続価値の算定方法の選択、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(c) ダイエー関東事業及びイオンマーケットに対するデュー・ディリジェンスの実施

本特別委員会は、本取引に際して実施されたダイエー関東事業及びイオンマーケットに対するデュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、その内容や取引条件への反映の方法について質疑応答を行った。そのうえで、本特別委員会は、

U. S. M. H 及び MV 関東において、本取引の取引条件の検討に際して、デュー・デリ
ジエンスの結果について合理的に考慮していることを確認した。

(d) 交渉過程の手続の公正性

下記「(C)本取引の手続の公正性に関する事項について」のとおり、本取引に係
る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本取引の取引条件は、U. S. M. H
及び MV 関東がダイエー、イオンマーケット及びイオンとの間で度重なる交渉を行
い、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(e) 本取引の実施方法及び対価の種類等

本取引の手法として、MV 関東株式を割り当て交付する本吸収合併及び本吸収分
割、及び、U. S. M. H 株式を割り当て交付する本株式交換が検討されている。

本吸収合併及び本吸収分割並びに本株式交換の対価を現金とする場合、U. S. M. H
グループとして新たな資金調達をする必要が生じてしまい、既存事業への投資余
力が削がれる可能性があるとともに、本吸収合併及び本吸収分割並びに本株式交
換の効力発生後の成長投資や事業運営に係る資金需要を見据えて手元現預金を確
保しておく必要があるため、MV 関東株式を対価とすることは不合理であると必ず
しも言えない。一方で、U. S. M. H として、MV 関東との 100%親子会社の関係を解消
することは想定しておらず、100%親子会社の関係を維持する必要があること等を
踏まえ、MV 関東株式を対価とする本吸収合併及び本吸収分割の効力発生直後に
(本吸収合併及び本吸収分割の効力発生日中に)、U. S. M. H 株式を対価とする本株
式交換を行う方法によることが不合理であるとは必ずしもいえない。

以上の点を踏まえれば、本取引の実施方法や本取引の対価の種類について妥当
性が認められる。

(C) 本取引の手続の公正性に関する事項について

U. S. M. H 及び MV 関東は、本取引についての U. S. M. H 及び MV 関東における検討過
程の公正性及び透明性を担保するために、以下のような措置を採っていることが
認められる。

以下のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、
本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る協議、検
討及び交渉の過程を含む本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

(a) U. S. M. H における独立した特別委員会の設置

U. S. M. H は、2025 年 9 月 8 日、本取引の実施に関する決定を行うに先立ち、本
取引に係る U. S. M. H 及び MV 関東の意思決定に慎重を期し、また、U. S. M. H 及び MV

関東の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、U.S.M.H 及び MV 関東の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、U.S.M.H の少数株主にとって不利益でないものではないかについて意見を取得することを目的として、本特別委員会を設置している。そして、本取引に関する意思決定に際して、本諮問事項に対する本特別委員会の意見を最大限尊重するとともに、本特別委員会は、U.S.M.H の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に係る U.S.M.H グループの役員若しくは従業員又は本取引に係る U.S.M.H 及び MV 関東のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。）を行うことができ、また、U.S.M.H 及び MV 関東は、本取引の当事者として予定されている者との間における取引条件の協議・交渉について、適時に本特別委員会に報告・相談し、本特別委員会はこれに対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができるものとされている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

そして、本特別委員会は、みずほ証券及び TMI 総合法律事務所の助言を受け、本割当株式数、本合併比率及び本交換比率の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、ダイエー、イオンマーケット及びイオンとの交渉過程に実質的に関与した。

(b) 独立した法律事務所からの助言の取得

U.S.M.H 及び MV 関東は、本取引の法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、TMI 総合法律事務所より、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けている。

なお、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題が無いことを確認し、U.S.M.H 及び MV 関東の法務アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を承認している。

(c) 独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの助言の取得

U.S.M.H 及び MV 関東は、独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、みずほ証券から本取引に係る交渉等に関する専門的助言及び補助を受けている。

なお、本特別委員会は、みずほ証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、U.S.M.H 及び MV 関東の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を承認している。

(d) 独立した検討体制の構築

イオン、イオンマーケット及びダイエー並びに本取引の成否と特別な利害関係

を有する U. S. M. H 及び MV 関東の役職員は、U. S. M. H 及び MV 関東における取締役会の審議及び決議に参加しない予定であり、また、イオン、イオンマーケット及びダイエーとの本取引の取引条件のに関する協議・交渉に、U. S. M. H 及び MV 関東の立場で関与していない。

(D) 上記を踏まえ、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することが U. S. M. H の少数株主に不利益か否かについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、U. S. M. H 及び MV 関東の取締役会が本取引の実施を決定することが U. S. M. H の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

② U. S. M. H 及び MV 関東における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

2025 年 12 月 22 日開催の U. S. M. H の取締役会には、U. S. M. H の取締役 7 名のうち、藤田元宏氏、井出武美氏及び岡田元也氏を除く 4 名全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、MV 関東が本吸収分割契約及び本吸収合併契約並びに本株式交換契約を締結すること並びに U. S. M. H が本株式交換契約を締結することを承認する旨の決議をしております。また、上記の取締役会には、石本博文氏を除く U. S. M. H の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、藤田元宏氏はイオンの顧問及びダイエーの取締役を兼任しており、井出武美氏はイオンの執行役を兼任していること、岡田元也氏はイオンの取締役兼代表執行役会長を兼任していること、石本博文氏はイオンマーケットの監査役を兼任していることに鑑み、本取引に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、U. S. M. H の取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、また、U. S. M. H の立場において、本取引に関するダイエー、イオンマーケット及びイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。

また、2025 年 12 月 22 日開催の MV 関東の取締役会には、MV 関東の取締役 5 名のうち、藤田元宏氏及び平田炎氏を除く 3 名全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本吸収分割契約及び本吸収合併契約並びに本株式交換契約を締結する旨の決議をしております。また、上記の取締役会には、MV 関東の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、藤田元宏氏はイオンの顧問及びダイエーの取締役を兼任していること、平田炎氏は 2025 年 5 月までダイエーの取締役であったことに鑑み、本取引に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、MV 関東の取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、また、MV 関東の立場において、本取引に関するダイエー、イオンマーケット及びイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。

II. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する U.S.M.H の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の定めるところに従って、U.S.M.H が適当に定めます。かかる内容は、U.S.M.H の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

以上

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(添付のとおり)

計 算 書 類

事業年度 2024年3月1日から
(第16期) 2025年2月28日まで

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書

東京都江東区亀戸五丁目30番3

マックスバリュ関東株式会社

1. 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,849,668	流 動 負 債	6,389,761
現金及び預金	698,918	買掛金	2,543,853
売掛金	22,416	短期借入金	2,050,000
商 品	1,060,075	未払金	445,096
貯 蔵 品	15,479	未払費用	502,776
前払費用	112,890	未払法人税等	4,779
未収入金	1,875,954	未払消費税等	124,225
未収収益	9,047	前受収益	1,210
未収還付法人税等	41,492	預り金	590,531
一年以内回収予定の長期貸付金	5,119	賞与引当金	88,024
そ の 他	8,273	株主優待引当金	13,621
固 定 資 産	5,982,697	設備支払手形	13,824
(有形固定資産)	(4,814,078)	一年以内返済予定の預り保証金	11,817
建 物	1,845,926	固 定 負 債	1,435,915
構 築 物	29,009	資産除去債務	100,243
機 械 装 置	10,500	預り保証金	35,451
器 具 備 品	928,083	長期借入金	1,300,000
土 地	1,995,150	長期前受収益	220
建設仮勘定	5,407		
(無形固定資産)	(14,780)	負 債 合 計	7,825,676
電話加入権	2,404	(純資産の部)	
ソフトウェア	12,376	株 主 資 本	2,006,689
(投資その他の資産)	(1,153,838)	資 本 金	100,000
長期前払費用	62,414	資本剰余金	528,166
繰延税金資産	172,823	資本準備金	25,000
差入保証金	617,914	その他資本剰余金	503,166
長期貸付金	240,600	利益剰余金	1,378,522
前払年金費用	60,065	その他利益剰余金	1,378,522
そ の 他	20	繰越利益剰余金	1,378,522
		純 資 産 合 計	2,006,689
資 産 合 計	9,832,365	負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,832,365

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

2. 損益計算書

〔 2024年3月1日から
2025年2月28日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		44,345,406
売上原価		33,025,171
売上総利益		11,320,235
その他の営業収入		419,889
営業総利益		11,740,124
販売費及び一般管理費		11,659,268
営業利益		80,855
営業外収益		
受取利息	2,915	
受取保険金	2,041	
その他	3,660	8,617
営業外費用		
支払利息	15,176	
その他	15,067	30,244
経常利益		59,228
特別損失		
減損損失	9,726	9,726
税引前当期純利益		49,501
法人税、住民税及び事業税	5,917	
法人税等調整額	17,461	23,378
当期純利益		26,123

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

3. 株主資本等変動計算書

〔 2024年3月1日から
2025年2月28日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主 資本 合計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
2024年3月1日残高	100,000	25,000	503,166	528,166	1,460,973	1,460,973	2,089,140	2,089,140
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△108,574	△108,574	△108,574	△108,574
当期純利益					26,123	26,123	26,123	26,123
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△82,450	△82,450	△82,450	△82,450
2025年2月28日残高	100,000	25,000	503,166	528,166	1,378,522	1,378,522	2,006,689	2,006,689

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商

品…………「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」
第四に定める、売価還元平均原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯

蔵

品…………最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿
価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な耐用年数として以下の年数を
採用しております。

建	物	営業店舗	20年
		建物付属設備	3～18年
構	築	物	3～20年
機	械	装	13～17年
器	具	備	2～20年
		品	

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利
用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒による損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。
- ② 賞与引当金……………従業員及びパートタイマーに支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④ 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、食品を中心としたスーパーマーケット事業を主力事業としております。同事業における商品の引渡時点において、顧客への履行義務が充足されていることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,814,078 千円
減損損失	9,726 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

店舗の固定資産について、回収可能額が帳簿価額を下回った場合に帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能額の算定に際しては、当事業年度における店舗ごとの営業損益実績及び全社営業損益実績に将来の施策等に伴う売上高、原価率、人件費及び諸経費の増減を主要な仮定として用いた上で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

当該見積りは、店舗を取り巻く競争環境や個人消費の動向等の予期せぬ変化により実際に発生した金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度に新たに減損損失が発生する場合があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

繰延税金資産 172,823 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたっては、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断しており、この判断の過程において、将来の一時差等異等加減算前課税所得の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、過去の実績、将来の経営環境等を考慮して算定しております。

これらの主要な見積り及び仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,823,625 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	23,511 千円
短期金銭債務	2,134,805 千円
長期金銭債権	10,170 千円
長期金銭債務	1,300,000 千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	351,376 千円
営業取引以外の取引高	15,346 千円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	金額(千円)
店舗	建物等	EX 保木間 (東京都)	5,239
店舗	建物等	EX 大牧店 (埼玉県)	4,486
合計			9,726

② 減損損失の認識に至った経緯

「EX 保木間店」及び「EX 大牧店」は、店舗における営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の金額

種類	金額(千円)
建物	2,832
器具備品	6,894
合計	9,726

④ 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しており、使用価値の将来キャッシュ・フローの割引率は6.48%を適用しております。

なお、将来キャッシュ・フローが見込めない店舗等については、回収可能価額はゼロとして評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	10,000株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の金額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年7月12日 臨時株主総会	普通株式	54,825	5,482	2024年5月31日	2024年7月31日
2025年1月17日 臨時株主総会	普通株式	53,748	5,374	2024年11月30日	2025年1月31日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	7,609千円
未払社会保険料	17,843千円
賞与引当金	29,576千円
棚卸資産	4,265千円
有形固定資産	279,442千円
資産除去債務	30,674千円
未確定債務	67,034千円
繰越欠損金	24,103千円
その他	18,039千円

繰延税金資産小計 478,589千円

評価性引当額 △279,442千円

繰延税金資産合計 199,147千円

繰延税金負債

未収事業税	3,620千円
前払年金費用	18,379千円
資産除去債務に対応する除去費用	4,323千円

繰延税金負債合計 26,322千円

繰延税金資産の純額 172,823千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	33.6%
(調整)	
役員業績報酬	13.8%
住民税均等割	19.3%
評価性引当額の増減	△30.2%
税率変更	16.6%
その他	△6.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>47.2%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律四号）」が2024年3月28日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2027年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.6%から、30.6%に変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額が3百万円減少し、法人税等調整額（借方）が3百万円増加します。

(4) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が0.9百万円増加し、法人税等調整額（借方）が0.9百万円減少します。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

未収入金については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

差入保証金の一部については、抵当権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である買掛金は、主に3ヶ月以内の支払期日であります。

当社は、資金調達については親会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社より借入を行っております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、未収入金、買掛金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
① 差入保証金(*2)	617,914	551,158	66,755
② 長期貸付金(*3)	245,719	172,427	73,292
③ 長期借入金	(1,300,000)	(1,283,515)	16,484

(*1)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2)一年以内回収予定の差入保証金を含んでおります。

(*3)一年以内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(注) 金融商品の時価算定方法

①差入保証金・長期貸付金

一定の債権分類ごとに合理的に見積もった償還予定時期に基づき
リスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

②長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスク
を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	議決権等 の所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取 引 金 額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	イオン(株)	被所有 間接 87.3	役員を受入	—	—	—	—
親会社	ユナイテッ ド・スーパー マーケッ ト・ホールデ ィングス (株)	被所有 直接 100	資金の援助	資金の借入 資金の返済 利息の支払 (注1)	7,750,000 7,000,000 15,176	短期借入金 長期借入金	2,050,000 1,300,000 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の借入及び預入について、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	イオンリテール(株)	-	商品の仕入	商品の仕入(注1)	87,693	買掛金	2,453
				WAONPOINTに関する業務委託	5,631	未収入金	22,257
親会社の子会社	イオンフィナンシャルサービス(株)	-	加盟店契約	クレジット・電子マネー業務の委託	-	未収入金 預り金	1,250,042 510,129
				手数料の支払(注2)	362,741	-	-
				手数料の受取(注2)	20,615	-	-
親会社の子会社	イオントップバリュ(株)	-	商品の仕入	商品の仕入(注1)	3,971,712	買掛金	326,638
親会社の子会社	イオンフードサプライ(株)	-	商品の仕入	商品の仕入(注1)	3,455,571	買掛金	156,985
親会社の子会社	イオンリカー(株)	-	商品の仕入	商品の仕入(注1)	1,896,268	買掛金	154,381
親会社の子会社	イオンタウン(株)	-	店舗の賃借	差入保証金の差入	-	差入保証金	191,293
				家賃の支払(注3)	931,786	未払金 未払費用	78,882 49,400
親会社の子会社	(株)マルエツ	-	仕入に関する業務委託	仕入に関する業務委託	12,888	-	-
親会社の子会社	イオン商品調達(株)	-	商品の仕入	商品の仕入(注1)	4,529,219	買掛金	380,866
親会社の子会社	ウエルシア薬局(株)	-	商品の仕入に関する決済代行	商品の仕入に関する決済代行	29,300	買掛金	146,075

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)商品の仕入については、イオンリテール(株)、イオントップバリュ(株)、イオンフードサプライ(株)、イオンリカー(株)、イオン商品調達(株)から提示された原価及び市場価格を勘案して決定しております。

(注2)手数料については、一般取引条件に基づき交渉の上、決定しております。

(注3)家賃の支払及び受取については、直近の取引実績に基づいて決定しております。

10. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△426,187 千円
年金資産	559,791 千円
未積立退職給付債務	133,604 千円
未認識数理計算上の差異	△73,539 千円
前払年金費用	60,065 千円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	21,589 千円
利息費用	7,586 千円
期待運用収益	△23,724 千円
数理計算上の差異の費用処理額	12,510 千円
その他(注)	29,665 千円
退職給付費用	47,627 千円

(注) その他は、確定拠出年金の掛金支払額及び退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	2.2%
期待運用収益率	4.57%
数理計算上の差異の処理年数	発生翌事業年度より10年

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	200,668 円 93 銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,612 円 33 銭

事業報告

事業年度 2024年3月1日から
(第16期) 2025年2月28日まで

東京都江東区亀戸五丁目30番3

マックスバリュ関東株式会社

事業報告

〔 2024年3月 1日から
2025年2月28日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における経営環境は、当社の主力である食品の物価上昇が継続する一方で、家計支出は調理食品や外食などを除き物価上昇を下回る水準に止まり、消費者の生活防衛意識の高まりは一層顕著になっております。また、労働力確保のためには労働条件の改善や賃上げが必須となっており、労務費や物流費の上昇が販管費全体に与える影響は重くなり、これまでとは異なる次元の省力化や経営効率化が喫緊の課題となっております。

このような状況において、当社では「“おいしい” “ありがとう” があふれる買物体験を創出する」というビジョンの実現に向け、中期経営計画の2年目として「“3+1+1の改革”の推進と実行する年」と位置付け、「商品変革」「デジタル変革」「店舗変革」を取り組みの柱とし、当社独自の提供価値を追求してまいりました。買物体験の提供価値を更に向上させるため小規模活性化を3店舗で実施し、青果・鮮魚部門において「対面販売の強化」、マックスバリュ関東拘り商品である「MeetsValu（ミーツバリュ）」の展開拡大、新鮮な素材を店内で加工し、惣菜で提供する「生鮮惣菜の強化」に取り組みました。マックスバリュ新船橋店においては、次期中期経営計画に繋がる取り組みとして地域一番の「鮮度」「接客」実現のため、青果部門において「地元生産者売場拡大」「産地直送商品取扱い拡大」、鮮魚部門において「産地直送商品取扱い拡大」「対面販売売場の強化」に取り組み、買物体験型スーパーマーケットとしての提供価値をさらに進化させました。前年度より取り組みを開始した「移動スーパー」は、2024年8月から千葉県市原市にて、2025年1月から千葉県千葉市若葉区にて新たに運行を開始し、更なるお客さまの利便性の向上を図りました。また生産性向上に向けた施策として、前年度に引き続き「セルフレジ」の導入展開を進め合計22店舗に、「電子棚札」については合計5店舗へ導入を拡大いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高443億45百万円（前期比0.8%減）、営業収益447億65百万円（前期比0.9%減）、営業利益81百万円（前期比81.5%減）、経常利益59百万円（前期比85.8%減）、当期純利益26百万円（前期比89.7%減）と減収減益となりました。

(2) 資金調達及び設備投資

当事業年度の設備投資額は、主として新店投資に31百万円（前期比81.8%減）、既存店活性化投資に2億81百万円（前期比53.6%増）、その他投資を含めた総額5億20百万円（前期比11.4%減）であります。（注）設備投資額は支払ベースであります。

これらの投資に必要な資金は、自己資金及び借入金により調達いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第13期	第14期	第15期	第16期
		2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)		44,046,137	42,955,376	44,681,282	44,345,406
経 常 利 益 (千円)		613,221	41,438	417,366	59,228
当 期 純 利 益 (千円)		386,337	3,100	252,827	26,123
1株当たり当期純利益 (円)		38,633.72	310	25,282.8	2,612.33
総 資 産 (千円)		9,133,263	10,091,382	10,041,605	9,832,365
純 資 産 (千円)		2,008,968	1,927,088	2,089,140	2,006,689
1株当たり純資産 (円)		200,896.82	192,708.87	208,914.01	200,668.93

(4) 環境保全・社会貢献活動

当社は、環境問題や社会貢献活動を事業活動の一環として取り組むことが、地域に根ざした小売業の使命であると認識し、次の活動を進めてまいりました。

- ①CO₂削減の取り組みとして電気使用量削減、太陽光発電導入、非化石証書での電力調達
- ②リサイクル活動としてトレー・牛乳パック・アルミ缶・ペットボトル、店内排出発泡スチロールの回収に加え、ペットボトルキャップの回収を開始（マックスバリュ蕨店では近隣の塚越小学校へ回収ボックスを設置し、学校と連携した回収を実施）
- ③回収ペットボトルキャップをペレット化し、当社オリジナルマイバスケットの製造、販売
- ④JCV世界の子どもにワクチンを日本委員会へ、ペットボトルキャップ売却益の全額寄付
- ⑤イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン活動による福祉の増進、環境保全、環境学習、文化・芸術の振興などの分野で活動する団体への助成
- ⑥各種募金活動の実施
- ⑦本社・各店舗での「イオン・デー」における地域の清掃活動の実施
- ⑧食品ロス削減、地域のこども食堂活動支援に貢献する「フードバンク」「フードドライブ活動の実施
- ⑨イオンの森植樹活動（マックスバリュの森づくり）の実施
- ⑩食品リサイクルループの認証取得への取り組み

法令遵守や社会貢献活動など、企業の社会的責任の更なる推進に努めてまいります。

(5) 会社に対処すべき課題

2025年度は新たに始まる中期経営計画の1年目として、「お客さま起点を絶対価値とした具体的取組みに挑戦し続けること」とし、3つの基本方針を設定した上で5つの重点施策の取組みを行います。また中長期的には、原点に立ち返り「お客さま起点」で当社独自の提供価

値の向上を目指し、今後の成長に向けた「競争に勝つ業態モデル」を確立することに取り組んでまいります。

※ 3つの基本方針：

①お客さま価値軸の向上②現場（店舗）力の強化③お客さま起点のビジネスモデル構築

I 提供価値の向上

2020年度より追求してきた買物体験型スーパーマーケットの提供価値を進化させるために、①鮮度（農産・水産を中心とした生鮮の鮮度で突き抜け、競争店との差別化を図る）②品揃え（お客さまの来店動機となる独自商品がある）③価格（お客さまの求める商品をいつでもお買い得な価格で提供する）④接客（従業員が来店動機となる接客をお客さまへ提供する）の4つの価値軸の向上に取り組んでまいります。

II 荒利構造改革

店舗全体の荒利構造を変革すべく、①仕入改革（生鮮商品の市場仕入変更）②惣菜改革（生鮮惣菜の強化）③商品化レベル向上（価値ある商品開発・店舗製造レベル向上）④拘り品展開拡大（MeetsValu（ミーツバリュ）のブランディング強化）⑤トップバリュ商品の販売強化⑥値下げ売変削減（計画精度の向上・見切り方法の変更）の6つの項目に取り組んでまいります。

III 生産性向上

店舗における人手不足や、人件費単価の上昇によるコスト増加が販管費全体に重く影響を与えている現状に対して、生産性の指標の1つである労働分配率50%以下を2030年に必達することを目指し、2024年度より立ち上げたプロジェクトチームを中心に、①DX展開の拡大（セルフレジ・電子棚札・自動発注）②店舗・本社業務の見直し③マルチジョブの推進に取り組んでまいります。

IV 従業員の働きがい向上

働きがいのある会社に向けて、前中期経営計画より取り組んできた①現場視点での経営推進②会社/店舗方針の浸透（対話機会の創出）③各プロジェクトチームの継続（従業員/店舗・若手社員の声の反映）を継続して実施することで、積極的な社内外コミュニケーションに取り組んでまいります。また、性別・年齢・国籍等に関わらず、あらゆる人財が活躍できるよう人事制度や社内規程、教育制度を見直し、ダイバーシティ経営を推進してまいります。

V 現場力の強化

お客さま起点で各取り組みを実施するにあたり、お客さまと直接関わる店舗の現場力を向上させる為、①お客さま視点（行動基準）②現場視点（お客さま・従業員の声）③競合店視点（競合分析）④データ活用視点（顧客分析）の4つの視点をもって、マネジメント体制の見直し・強化に取り組んでまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、イオン株式会社の子会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を10,000株（議決権比率100%）保有しています。

②親会社との取引に関する事項

i 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等との間で資金の借入等の取引を実施しております。当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

経営の方針・施策の決定については、当社の取締役会等において討議及び決議がなされており、一定の自主性や独立性は確保されているものと考えております。

③子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

2010年2月21日より、当社は主として食料品、日用雑貨等をマックスバリュの店舗で小売販売を行っております。

(8) 主要な営業所

- ① 本 店 東京都江東区亀戸5丁目30番3
- ② 本 部 東京都江東区亀戸5丁目30番3
- ③ 営業店舗 30店舗 (2025年2月28日現在)

県 名	店舗数	所 在 地	店 舗 名
千葉県	14店舗	千葉市他	松ヶ崎店、辰巳台店、木更津太田店、 習志野台店、野田七光台店、東習志野店、 おゆみ野店、木更津請西店、新船橋店、稲毛長沼 店、市川店、新松戸店、成田富里店、幕張店
東京都	12店舗	西東京市他	田無芝久保店、竹の塚店、北烏山店、 六郷土手駅前店、松島店、保木間店、 船堀駅前店、池上店、東大和店、梅島店、 平山団地店、亀戸センタープラザ店
神奈川県	2店舗	川 崎 市	津田山店、木月住吉店
埼玉県	2店舗	蕨 市 他	蕨店、大牧店

(9) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

区 分	勤 務 社 員	有 期 契 約 制 社 員
男	248	338
女	71	1,047
合 計	319	1,385

- (注) 1. 勤務社員は就業人員であります。(当社への出向者含む、他社への出向者除く)
2. 有期契約制社員は「1日勤務時間8時間(月間160時間換算)」の合算であります。
※時間給制社員(パートタイマー・アルバイト)について月間160時間換算

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000株

(2) 発行済株式総数 普通株式 10,000株

(3) 株 主 数 1名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ユニテッド・スーパーマーケット・ホール ディングス株式会社	10,000株	100.00%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代表取締役	島 田 諭	社長 兼 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 執行役員
取 締 役	宮 田 正 幸	経営企画部長
取 締 役	坂 本 浩 一	商品部長
取 締 役	藤 田 元 宏	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 株式会社カスミ 取締役会長
取 締 役	清 水 啓 吾	株式会社マルエツ 執行役員 経営企画本部長
監 査 役	菅 波 俊 一	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 管理本部長

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに対する規定として制定した「理念・コンプライアンス研修ガイドライン」に基づいて、周知徹底のためのプログラムを継続的、計画的に実施します。
- ・イオン株式会社及びユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の指示に基づき、法令等への対応及び周知徹底のための教育、遵守状況の監査、リスク管理体制の基盤の整備等を実施します。
- ・監査グループは、当社に対する内部監査を実施します。
- ・当社の役員及び使用人が直接通報を行うことができる「イオンコンプライアンスホットライン」及び「おしごと相談室」を設置し、コンプライアンス体制の維持向上を図ります。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度を貫くことを「行動規範」に定めて徹底を図るとともに、必要ある時には、監査グループを窓口弁護士や警察等外部との連携を緊密にして厳格に対処します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議、その他重要な会議の意思決定に係る情報の保存及び管理は、担当部署を明確化し、文書の保存期間等については社内規程によるものとします。
- ・監査役が求めた時は、いつでも当該情報を閲覧に供しなければならないものとします。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアルを整備し、その徹底を図ります。
- ・当社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合を想定し、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図ります。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ・業務の簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置します。
- ・内部監査担当の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該担当使用人に対してこれを命じるものとします。
- ・監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当該使用人の適切な職務遂行のため、人事評価並びに人事異動については、あらかじめ監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- ・監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を役員及び使用人に周知徹底します。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・監査役の職務の効果的な遂行のため必要に応じて、取締役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。
- ・当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うこととします。
- ・内部監査の結果については、その都度監査役に報告し、緊密な連携を図ります。

⑧監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもち意見交換します。
- ・取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力します。
- ・取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図れるよう協力します。

(2)体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社では、内部監査による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

②コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処しております。

③リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として「リスクマネジメント（危機管理）規程」を制定し、リスクマネジメント委員会を四半期に一回開催しております。

④取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令または定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤監査役

監査役は、取締役会への出席及びその他重要な会議への出席及び取締役、使用人からの

ヒヤリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査役は会計監査人、内部監査など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年4月8日

マックスバリュ関東株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

武井 唯次

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、以下に掲げられているマックスバリュ関東株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上